平成２６年（フ）第３９３号
新潟市西区五十嵐１の町7809番地　高台荘７－１－１、前住所新潟市西区新通3162番地５
債務者　栗原　良子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０１号
新潟市東区神明町９番２号
債務者　結城登美子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６４号
山梨県甲府市古上条町582番地３　ハイム良Ａ202
債務者　朝日　美幸
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
山梨県南巨摩郡南部町福士18483番地
債務者　佐野　享一
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８１号
山梨県南巨摩郡南部町福士18483番地
債務者　佐野　福美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
長野県上田市岩下57番地10
債務者　黒岩　秋雄
1　決定年月日時　平成26年11月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第４５１号
兵庫県加古川市志方町西飯坂287番地
債務者　松本　里美
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２４号
山口県萩市大字唐樋町69番地　新谷アパート、前住所山口県萩市大字椿東322番地16
債務者　山本美津江
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第２７号
山口県長門市三隅下2047番地２
債務者　伊藤　信正
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第４８号
愛媛県今治市桜井団地２丁目甲111番地８、前住所愛媛県今治市桜井団地１丁目22番地７、前々住所愛媛県今治市松本町４丁目４番地７
債務者　島内　岩雄
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第５７号
愛媛県今治市大西町紺原甲1223番地１　鳥越社宅８号棟1190号室、前住所愛媛県今治市常盤町２丁目６番地10
債務者　岡崎　長男
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第３５７号
鹿児島県鹿児島市喜入町8462番地　養護老人ホーム喜入園
債務者　羽生　輝子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市吉野町2083番地１　グリーンヴィレッジ202号
債務者　松原　大輔
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３６６号
鹿児島県いちき串木野市本浜町154番地
債務者　村山　和夫
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３６７号
鹿児島県いちき串木野市本浜町154番地
債務者　村山由利子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３９号
鹿児島県南さつま市金峰町尾下2307番地
債務者　濵田　数幸
1　決定年月日時　平成26年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１２６号
鹿児島県鹿屋市東原町7063番地
債務者　和田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係